官庁報告

官庁事項

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十九日に、那珂川水系河川整備計画【天臣管理区間】を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十八年二月十八日

関東地方整備局長　石川　雄一

登録実施機関の登録について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成 28 年２月 18 日

近畿運輸局長　天谷　直昭

記

（単位地域の名称）

和歌山県

（登録実施機関の名称）

和歌山県ハイヤー・タクシー運転者登録センター

（登録実施機関の住所）

和歌山県和歌山市紀三井寺1455番地

（登録実施機関の代表者名）

藤川　清健

（登録事務等を行う事務所の名称）

本部事務所

（登録事務等を行う事務所の所在地）

和歌山県和歌山市紀三井寺1455番地

（登録番号）

和歌山県－２番

（登録年月日）

平成28年２月18日

公　告

諸事項

工場財団

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1488番地**株式会社アスクテクニカ**の工場財団に山梨県西八代郡市川三郷町高田610番地株式会社アスクテクニカ第二工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年２月 18 日

甲府地方法務局鰍沢支局

大阪市北区天満二丁目２番15号フロンティア天満1103号室**福本明達**、大阪市北区天満二丁目２番15号フロンティア天満1103号室**福本千鶴**の延岡市熊野江町2762番地１福本太陽光発電第二延岡工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 28 年２月 18 日

宮崎地方法務局延岡支局

特別支給手続開始決定公告

平成 28 年２月 18 日　　佐賀地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　佐賀地方検察庁　平成28年第１号

２　特別支給手続開始決定の年月日　平成28年２月18日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成25年５月17日から同月20日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

阿部和也らが、種々の貸金業者名等（後記４⑴を参照）で貸金業を営み、被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座等（後記４⑶を参照）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為（主な犯行態様につき後記４⑷を参照）。

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　貸金業者名等（検察官が既に把握しているもの）

アカツカ、サクライソウ

⑵　犯行に使用された電話番号（検察官が既に把握しているもの）

080―2164―8895、080―2392―6226、080―9556―5875、090―4541―6692

⑶　利息等を受領した銀行口座等（検察官が既に把握しているもの）

福岡銀行吉塚支店　北方　大樹名義　口座番号1620226

福岡銀行奈良屋町支店　前畑　亮太名義　口座番号1329735

北洋銀行帯広西支店　松田　廣幸名義　口座番号92924

北洋銀行美原支店　中村　宏幸名義　口座番号4046534

三井住友銀行徳庵支店　盛美　喜雄名義　口座番号1717519

三井住友銀行佐野支店　向井　和久名義　口座番号17665581

埼玉りそな銀行秩父支店　内藤　昌弘名義　口座番号4457944

みずほ銀行北九州支店　岩野　俊行名義　口座番号1216639

宮崎中央農協宮崎支店　水流　純夫名義　口座番号0055471

ゆうちょ銀行　高橋　義美名義　記号番号10290―12050561

ゆうちょ銀行　薄井　美都名義　記号番号10720―12546231

ゆうちょ銀行　谷上　輝明名義　記号番号17130―8901191

ゆうちょ銀行　渡辺　　弘名義　記号番号10210―94171451

ゆうちょ銀行　向井　和久名義　記号番号14150―146106551

⑷　主な犯行態様

ア　貸金業者等を名のり被害者方に電話をかけるなどして貸付けの勧誘を行い、これに応じた者に対し、預貯金口座への振込により貸付けを行う。

イ　貸付期間は、１週間から10日間とする。

ウ　元金や利息等の支払いは、上記４⑶記載の口座等へ振り込ませて受領する。

５　残余給付資金の額　金15万2,040円

６　特別支給申請期間　平成28年２月18日から同年４月18日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　佐賀地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成26年１月22日

⑶　確定年月日　平成26年２月24日

⑷　被告人の氏名　阿部　和也

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、共謀の上、平成25年５月20日、現金自動預払機に、不正に入手した岩野俊行名義のキャッシュカード１枚を挿入して同機を作動させ、同機から銀行が管理する現金30万円を引き出して窃取した。

（罪　　名）

窃盗

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒840―0833　佐賀県佐賀市中の小路５番25号

佐賀地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0952―22―7246（直通）